

【機密性 2】

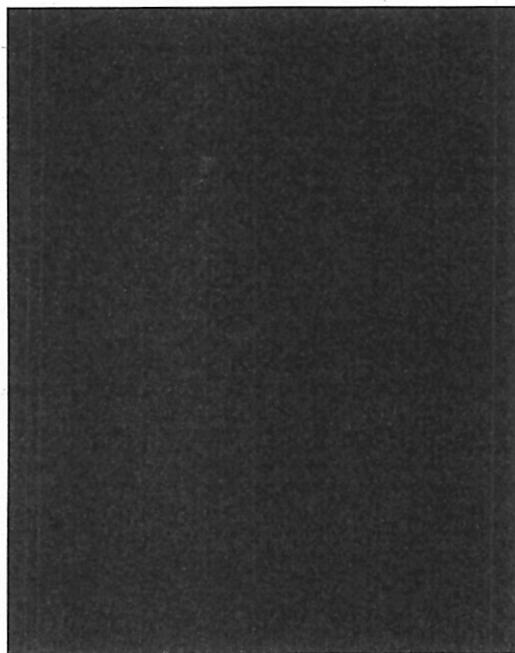
(R 2. 10. 6 刑事部申合せ)

法律雑誌社に判決書等写しを提供する場合の事務について

刑事訟廷事務室における下記 1 の各法律雑誌社の交付申請による判決書等の写し
(以下「判決写し」という。) の便宜供与事務は以下のとおりとする。

記

1 刑事訟廷事務室が扱う法律雑誌社は以下の [] 社とする。



2 上記各社より、刑事訟廷記録係 (以下「記録係」という。) に判決写しの交付申請書が提出されたら、別紙 1 「判決書等写しの交付について」及び申請書を担当部に送付する。

3 担当部は、申請のあった事件について所定の必要事項を記入のうえ、裁判官(長)に別紙 1 及び申請書を提出し許否の判断をもらう。許可する場合には、判決書等の原本からその写しを作成し、仮名処理やマスキングの要否を検討し¹、それらの処理が必要な場合には、適切に処理されているかについて、裁判官あるいは書記官が確認を行った上で、雑誌社に提供する判決写し 2 部を決裁を受けた別紙 1 と共に記録係に送付する。

【機密性2】

- 4 記録係は、公判部から受領した別紙1に「その他の条件」が付されている場合には、記載されている文言をそのまま別紙2の「その他の条件」に反映させ、同書面を目的条件が分かるよう公判部から受領した判決写し2部のそれぞれの表紙部分にステープラで留める。作成した2部のうち1部を申請者交付用判決写しとし、もう1部を記録係保管用判決写しとする。
- 5 記録係は、申請書と共に公判部において決裁済みの別紙1及び申請者交付用判決写し1部を所長代行者までの決裁に付しⁱⁱ、決裁終了後、申請のあった雑誌社に対し、決裁に付した申請者交付用判決写しを交付するⁱⁱⁱ。
- 6 記録係は、4の記録係保管用判決写し及び決裁済みの別紙1を併せて保管する。記録係保管用判決写しの保管期間は、当該事件の記録が上訴により高裁に、あるいは確定により検察庁に引き継がれるまでの間とする。
- 7 東京地方裁判所において記録保管中、提供済みの判決写しについて、別の雑誌社から提供の依頼があった際は、記録係保管用判決写しから提供用写しを作成し、落丁がないかを確認のうえ、5と同様の方法で決裁に上げ、雑誌社に提供する。

以上

i このほか、別紙添付の省略も検討事項として考えられる。省略する場合は、判決写し1ページ目の右上に「別紙省略」と記載する。

ii 決裁の過程でマスキング箇所や別紙添付につき疑義が生じた場合は、再度公判部の裁判官（長）において検討し、公判部は、適切に処理された判決写し2部を記録係に交付する。

iii 公判部においてマスキング漏れが判明したり、その後の事情変更により事後的にマスキングをする必要が生じた場合の処理は以下のとおりとする。

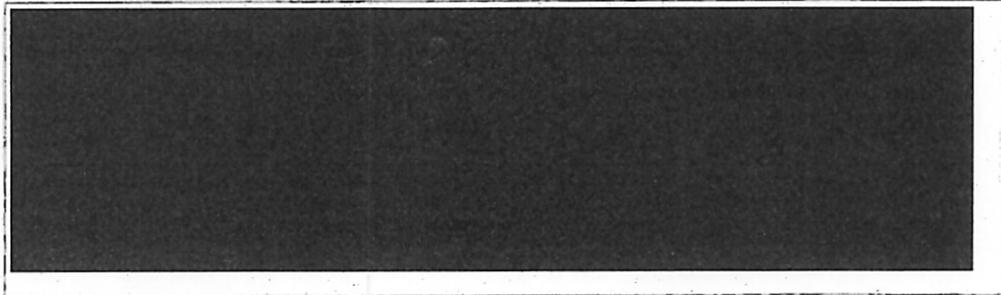
- ①代行決裁前 公判部は、適切に処理された判決写し2部を記録係に交付する。
- ②代行決裁後 公判部は①の処理をし、記録係は、同判決について保管している別紙2の写しを作成したうえで、その上部余白に「〇月〇日差替え分」と記載のうえ、新たに交付された写しに添付して保管し、従前のものは廃棄する。

| |
|----------|
| 刑事第 部 |
| 裁判官(長)認印 |

判決書等写しの交付について

- 1 対象事件 (1) 事件番号
(2) 被告人
(3) 判決宣告年月日 令和 年 月 日
- 2 本判決書写しの交付(提供)はしない。
- 3 以下の枠内に記載の雑誌社については、(□別紙・□別表 につき添付省略のうえ) 交付(提供)を許可する。

(□ ただし、を除く。)



4 利用目的・条件

(1) 利用目的

各社発刊に係る雑誌等における判例紹介に限る

(2) 利用条件

ア 当事者を含む個人の氏名(検察官、弁護人を含む)、会社名及び地名(市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等)、その他の個人情報のすべてを仮名処理すること(マスキングがされている判決書等写しであっても、マスキング部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。)

イ 雑誌編集に必要な場合を除き、第三者に提供しないこと

ウ 貸し出した判決書等の写しは、用済み後は、速やかに裁判所に返却もしくは廃棄処分すること

エ 上記条件と異なる使用をする場合は、改めて裁判所の許可を得ること

オ 判決書等の写し中の裁判所書記官名は掲載しないこと

カ その他の条件()

判決書等の写しについては、下記の目的及び各条件を守って利用してください。

記

1 利用目的

各社発刊に係る雑誌等における判例紹介に限る。

2 利用条件

- (1) 当事者を含む個人の氏名（検察官、弁護人を含む）、会社名及び地名（市、郡、東京都の特別区より小さい行政区画、地番等）、その他の個人情報のすべてを仮名処理すること（マスキングがされている判決書等写しであっても、マスキング部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。）
- (2) 雑誌編集に必要な場合を除き、第三者に提供しないこと
- (3) 貸し出した判決書等の写しは、用済み後は、速やかに裁判所に返却もしくは廃棄処分すること
- (4) 上記条件と異なる使用をする場合は、改めて裁判所の許可を得ること
- (5) 判決書等の写し中の裁判所書記官名は掲載しないこと
- (6) その他の条件

(

)